

■ワイヤレスマイク商品 旧スプリアス規格製品に関するお知らせ

総務省では2005年12月に無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）を改正し、旧スプリアス規格商品の使用を2022年11月30日迄と定めておりましたが、2021年8月3日 使用期限について、「当分の間」へ改正する省令（令和3年総務省令第75号）が定められました。

この改正は、社会経済情勢等に鑑み、新スプリアス規格への移行期限を延長するものであり、新スプリアス規格への移行は継続されます。

詳細は総務省の「電波利用ホームページ」をご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

旧規格の特定小電力無線機器が使えなくなります

パナガイドでは、下記品番のワイヤレスマイクロホン（送信機）が対象になります。



旧規格の特定小電力無線機器の使用期限は

2022年11月30日まで

2022.11.30

STOP!

特定小電力無線機器は電波を利用することから電波法で定められた技術基準を満足する必要があります。

特定小電力無線機器は電波法令の技術基準に適合していることを証明する「技術基準適合証明・工事設計認証」によって技術基準を満足し、免許をお持ちでない方でもお使い頂けるようになっています。

2005年に電波法関連法令である無線設備規制において、無線設備のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正されました。

特定小電力無線機器についても2005年の改正以降は改正後の技術基準で「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けておりますが、それまでにご購入頂いたお客様の特定小電力無線機器（改正前に「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けた特定小電力無線機器）は、猶予期間として2022年11月30日までしかご使用頂けません。

旧規格の特定小電力無線機器を使用期限を超えて使用した場合、電波法違反となり、罰則・罰金（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）の対象になりますので、お早めの買い換えをご検討ください。

※使用期限を過ぎた場合、所持しているだけで電波法違反となる場合がありますのでご注意ください。

対象パナガイド品番

ワイヤレスマイクロホン RD-M550Z

ワイヤレスマイクロホン RD-M650Z

（以上2機種）



詳細は、総務省の電波利用ホームページをご覧ください

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>